

○学習院の学生、生徒、児童、園児に対する弔慰金および見舞金規程（昭和49年1月9日施行）

学習院の学生、生徒、児童、園児に対する弔慰金および見舞金規程

昭和49年1月9日
施行

改正 昭和60年5月8日

第1条 学習院（以下「本院」という。）が設置する学校の学生、生徒、児童、園児（以下「在学生」という。）が死亡したときは、本院から弔慰金をおくる。

2 在学生が不慮の災害をうけたときは、本院から見舞金をおくる。

第2条 在学生の属する学校の長が前条の事故があつたことをみとめたときは文書によつて院長に報告するものとする。

第3条 弔慰金の額は金20,000円（生花にかえることができる。）とする。

2 負傷した場合の見舞金の額は次のとおりとする。

一 全治10日～20日未満の場合 金5,000円

二 全治20日以上の場合 金10,000円

3 負傷以外の不慮の災害に対しても見舞金を支給することがある。その場合の見舞金の額は金5,000円とする。

第4条 この規程の改正は科長会議に諮るものとする。

附 則

この規程は、昭和49年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年5月8日から施行する。